



発行 東京都

目次

- 特定計量器定期検査の実施(三件)……………一
- ………(生活文化局計量検定所検査課)……………一
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………二
- ………(都市整備局市街地整備部民間開発課)……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………二
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 海岸保全区域の変更……………(建設局河川部指導調整課)……………四
- 東京都公安委員会委員長の選任及び東京都公安委員会委員長代理の指名……………七
- 特定非常利活動法人の定款の変更の認証申請……………七
- ………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………七
- 特定非常利活動法人の設立の認証申請……………七
- ………(同)……………七
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………二
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………二
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………二
- ………(同)……………二
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………三
- ………(同)……………三

○都市計画事業の施行……………(建設局道路建設部管理課)……………三

告 示

●東京都告示第千二百二十九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十四年八月三日

東京都知事 石 原 慎太郎

- 一 検査地域 武蔵野市
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成二十四年九月七日から同年十月三日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 (一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。
- (二) のほか、東京都計量検定所(港区海岸一丁目七番四号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。
- 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会

の名称

●東京都告示第千二百三十号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十四年八月三日

東京都知事 石 原 慎太郎

- 一 検査地域 北区及び足立区
 - 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用する二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
 - 三 検査期日 平成二十四年九月三日から同月二十八日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
 - 四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所
 - 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会
- 東京都告示第千二百三十一号
- 計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び

第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十四年八月三日

東京都知事 石原 慎太郎

一 検査地域 江戸川区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの（分銅及びおもりを含む。）

三 検査期日 平成二十四年九月三日から同年十月三十一日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所

五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第千二百三十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三十九条第一項の規定に基づき晴海二丁目土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年八月三日

東京都知事 石原 慎太郎

一 組合の名称

晴海二丁目土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十六年二月二十四日から平成二十四年十月三十一日まで

三 施行地区

中央区晴海二丁目の一部

四 事務所の所在地

中央区晴海二丁目一番四十号 晴海フロント内

五 設立認可の年月日

平成十六年二月二十四日

六 変更認可の年月日

平成二十四年八月三日

●東京都告示第千二百三十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年八月三日

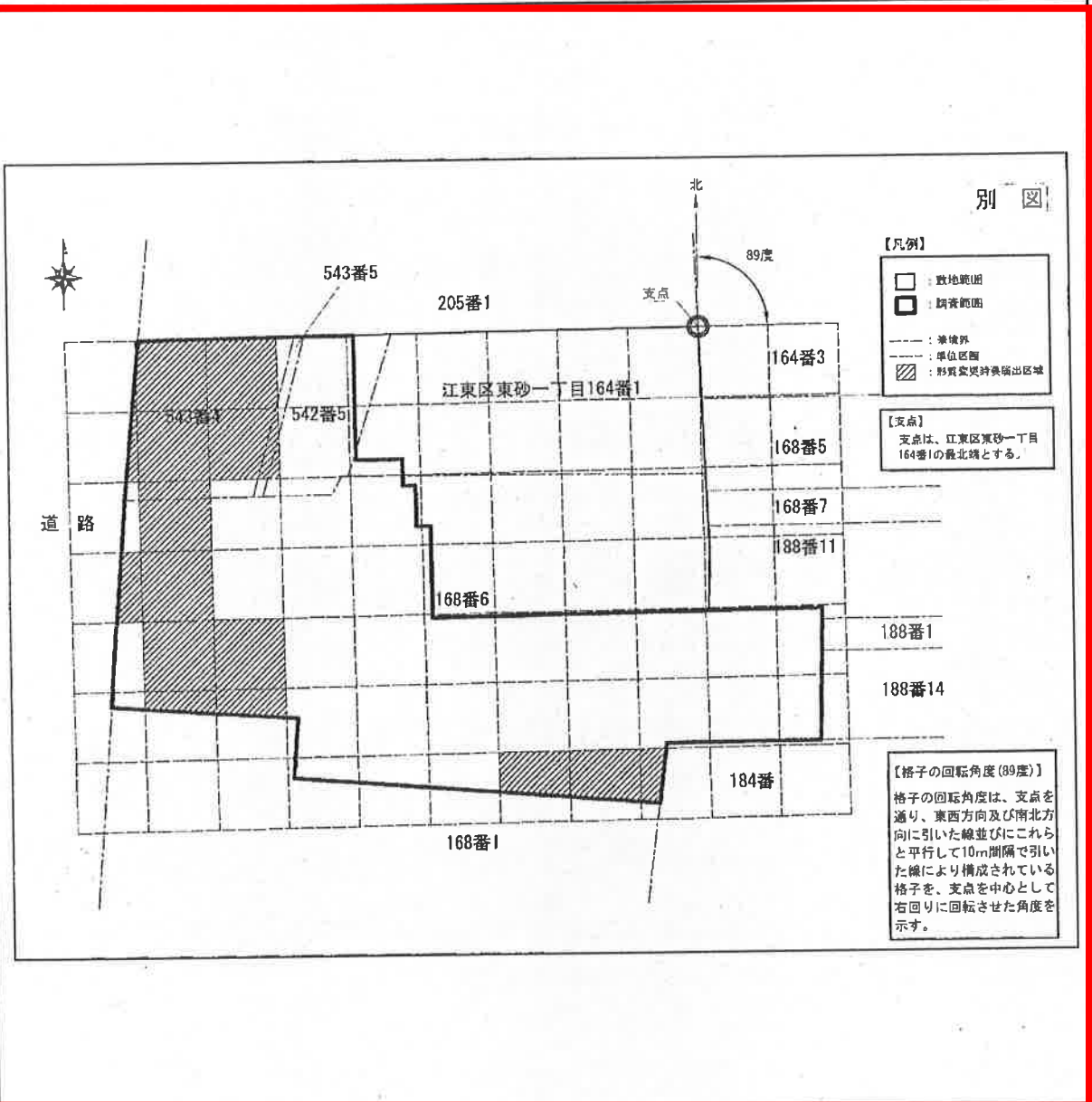
東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区東砂一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

有害物質の種類 鉛及びその化合物



●東京都告示第千二百三十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年八月三日

東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区有明一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物